

地域医療を守るため不採算部門を受け持つ公立病院の 消費税分の地方交付税措置を求める意見書

平成30年度診療報酬及び介護報酬の同時改定が本年暮れに、明らかになるとされている。税と社会保障の一体改革の方針により、社会保障制度維持のためには、マイナス改定は避けられないものと考えられているが、不採算部門を受け持ち、財政基盤がきわめて脆弱な地方の公立病院等の医療機関への影響は甚大であると危惧される。

医師不足により、全国の8割を超える公立医療機関が赤字経営を余儀なくされ、地域医療の崩壊として大きな社会問題化したのは、概ね10年ほど前のことである。総務省指導による改革プランの実施や、各地方公共団体、自治体医療機関の懸命の自助努力により、危機的状況は脱したもの、今なお、厳しい経営を強いられている現状は変わっていない。

さらに、税と社会保障の一体改革では、現在のところ、平成31年10月には消費税が10%に増税される予定となっている。この増税で、きわめて深刻な影響が及ぼされる恐れがあるのが医療機関である。医療機器や薬剤、その他諸経費等、医療機関も消費税を支払っているが、診療報酬等、医療費は非課税であるため、収入としては消費税額を徴収できないため、支払った消費税額は損金計上することで賄うなど、きわめて不合理な対応をしているのが現状である。

よって、国民の生命と健康を守ることは国の責務であるところから、不採算部門を受け持ち、地方医療を支えている地方公共団体の公立病院に対し、欠損金となる消費税分の地方交付税措置を講じるよう、強く求めるものである。

記

1. 不採算部門を受け持つ公立病院に対して欠損金勘定となる消費税額に対して地方交付税措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 野田 聖子 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿

藤枝市議会
議長 西原 明美